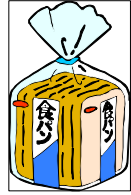


加工食品の表示について

加工食品とは・・・容器に入れ又は包装されたものが対象です。



実際の表示をみてみましょう *印6点が義務づけられています。

食品表示、どこを見ますか？



以前、表示をみて、あまりにも食品添加物が多く使われているのにびっくりしたことがあるの。それからは、気になって・・・

こどもに食品アレルギーがあるので、表示は、かならず見ます。

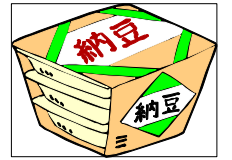
遺伝子組換え食品もなんだか不安だわ。

そうねえ、消費期限？賞味期限？は確認してから買うかしら・・・。

外国産のものより、国産のものを買いたいわ。

食品表示は、重要な情報源です

食品表示は、消費者が食品の内容を理解し選択したり、適正に使用する上での重要な情報源です。ただ、様々な法律で規制されているために、複雑でわかりにくいのも現状です。しかし、最近起きた一連の偽装表示問題により消費者の表示への関心も高まっています。食品表示を正しく理解し深めていくことが、食品表示の適正化を進めていくこととなります。



※〇〇〇〇表示の詳細は裏面参照

*<原材料名>
使用した原材料（食品添加物やアレルギー物質を含む食品も含まれています）を重量の多い順に表示します。

*<名称>
商品の内容を表す一般的な名称を表示します。（※商品名ではありません）

名 称	納 豆		
原材料名	丸大豆(アメリカ、遺伝子組み換えではない)、納豆菌 たれ:[淡白加水分解物、しょうゆ、ぶどう糖加糖液糖、醸造酢、発酵調味料、ぶどう糖、かつお節エキス、食塩、昆布エキス、酵母エキス、調味料(アミノ酸等)、酒精、ビタミンB1、(原材料の一部に小麦、大豆を含む)] 練からし:[からし、食塩、醸造酢、オリゴ糖、酸味料、着色料(うこん)、増粘多糖類、香料、ビタミンC]		
内 容 量	納豆45g×3	賞味期限	上面の下部に記載
保存方法	要冷蔵(10℃以下)にて保存ください。		
製 造 者	〇〇〇〇株式会社 栃木県〇〇市〇〇町		

*<内 容 量>
内容量をグラム（重量）やミリリットル（体積）、個数などの単位を明記して表示します。

*<保 存 方 法>
〇〇℃以下など（※常温保存の場合は省略できます。ただし、常温牛乳等省略できないものもあります。）

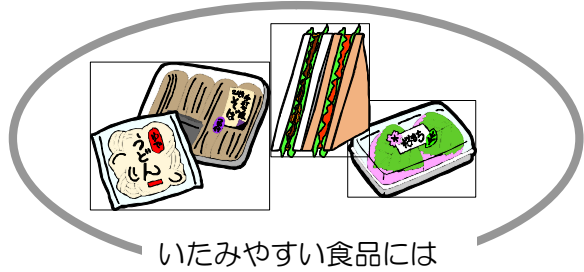
*<製 造 者>
製造者や販売者など、商品の表示に責任を持つ事業者名または法人名とその住所を表示します。

*<期 限 表 示>
消費期限（急速に劣化しやすいもの。おおむね5日以内のもの）もしくは賞味期限（品質の劣化が比較的遅いもの）を表示します。

<原料原産地名>
生鮮食品に近い加工食品には原料の原産地を表示します。
（※対象食品は20食品群と農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削りぶし、うなぎ加工品の4品目です）

<原産国名等>
輸入された加工食品には原産国名、輸入者を表示します。

食品の期限表示には2種類あります

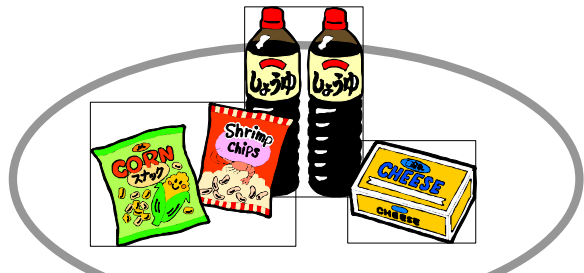


いたみやすい食品には

消費期限

その日までに食べるべき期限

この期限を過ぎたら
食べない方がよいでしょう。



比較的いたみにくい食品には

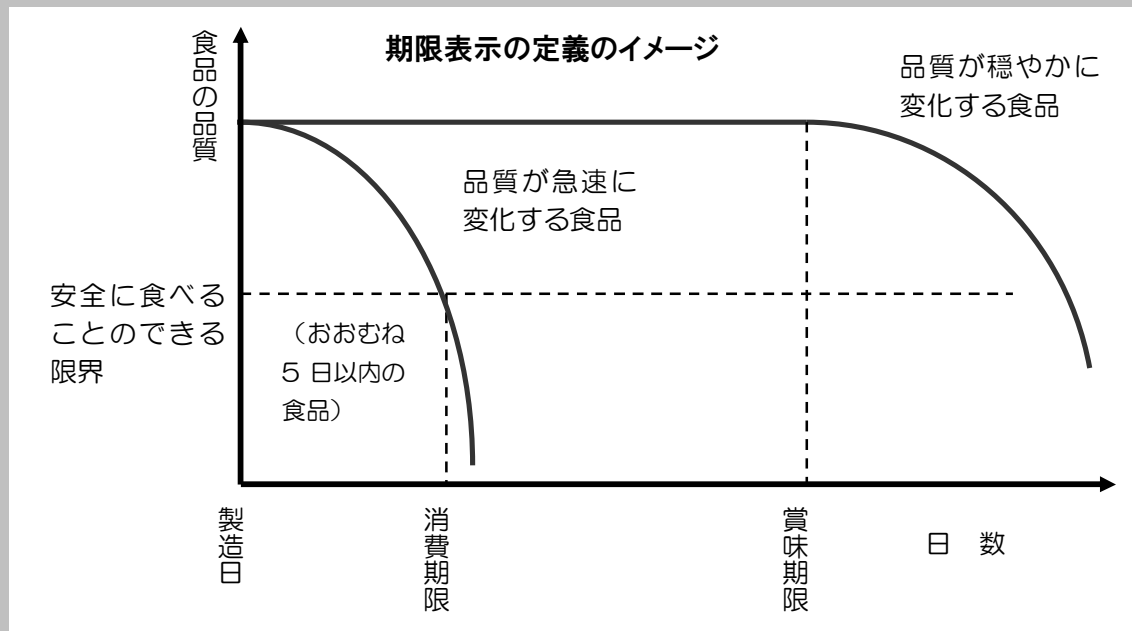
賞味期限

おいしく食べられる期限

この期限を過ぎたからといって
必ずしもすぐに食べられなくなる
わけではありません。

平成15年7月から、期限表示の用語・定義が統一されました。

「食品衛生法施行規則」「加工食品品質表示基準」等の一部改正が行われ、同じ意味として使われていた「賞味期限」と「品質保持期限」の用語は**賞味期限に統一**されました。



アレルギー物質を含む食品の表示

特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えていることから、食品衛生法関連法令が改正され、平成14年4月より、アレルギーを起こしやすい物質を加工食品に表示することになりました。

○ 表示されるアレルギー物質（特定原材料について）

必ず表示される5品目（特定原材料）	卵、乳、小麦、そば、落花生
表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）	あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、

○ 表示方法

- 個別で表示される場合・・・個々の原材料ごとに表示します。
＜例＞（～を含む）（～由来）と表示
- 一括で表示される場合・・・原材料名の最後にまとめて表示する方法。
＜例＞（原材料の一部に～を含む）と表示
- 表示が省略される場合・・・同じアレルギー物質が出てくる場合、2度目以降は省略されることもあります。

「この製品は小麦粉を使った製品と同一ラインで製造しています」と、原材料で使われていなくても、特定原材料が微量混入してしまう場合については、「注意喚起」表示を奨めているのよ。

遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品は、安全性が確認された7農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜）とそれらを原材料とする加工食品（32食品群）について「遺伝子組み換え食品」である場合には、その旨を表示することが義務付けられています。

○ 表示方法

- ① 遺伝子組換え農産物を原材料とする場合・・・「大豆（遺伝子組換えのものを分別）等」

- ② 遺伝子組換え農産物と遺伝子組換えが不分別の農産物を原材料とする場合・・・「大豆（遺伝子組換え不分別）等」

義務表示

- ② 遺伝子組換え農産物を原材料とする場合・・・「大豆（遺伝子組み換えでないものを分別）等」

任意表示

